

再犯防止とコミュニティの「ヴィジョン」

宮 園 久 栄

- 一 はじめに
- 二 再犯防止に向けた国の取組の流れ
- 三 犯罪を行った人はどのような人か？
- 四 コミュニティのヴィジョン
——「犯罪を阻止するコミュニティ」と「犯罪を産出するコミュニティ」——
- 五 今後の課題——コミュニティの第三のビジョンを目指して

一 はじめに

二〇二六年一二月、議員立法により、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が成立し、同四月一四日に公布・施行された。同法は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等

に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に制定された。これを受け、国は、翌年の二〇一七年二月に、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成三三年までに二年以内再入率を一六%以下にする等の成果目標を定めた、五つの基本方針と七つの重点課題を定め、全一五施策を盛り込んだ再犯防止推進計画を発表した。これにより、再犯防止対策推進のための法的な枠組みが整備されることとなった。

この再犯防止推進法、再犯防止推進計画を中核とする一連の再犯防止に対する国の取組は、刑事政策の観点からも注目すべき点がいくつがある。

第一に、国・地方公共団体・民間の連携が強化された点である。再犯防止対策の担当者である法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室長の関口は、刑事司法関係機関のみの取組の限界などを指摘すると共に、再犯防止推進法の成立により、国、地方・民間が連携を強化し、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となり、息の長い支援の実現が可能となったことは画期的と述べている。⁽¹⁾

第二に、再犯防止対策の対象、担い手を広げ、刑罰のみならず福祉や医療による支援も考慮していく必要性を明言している点である。これまでその対象は主に、刑務所や少年院、保護観察所で処遇を受けている受刑者や少年院在院者、保護観察対象者としていたのに対し、今回の推進計画では、入口支援の対象となる起訴猶予や執行猶予となる者のほか、満期釈放者や保護観察終了者など刑を終わった者についても、継続的に福祉や医療といった必要な支援を受けることができるようにしている。すなわち、刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階に置かれている人が対象となり、「犯罪をした者等」(再犯防止推進法二条)が、「支援」の対象としても位置づけられたこと、犯罪

や非行をした人の改善更生を図り、再犯を防止するためには、刑罰のみならず、福祉や医療も用いるべきとされたのである（傍点筆者）。

第三に、再犯の防止が国民の利益となることを宣言し、国はそれを推進すべきことを示した点である。川出は、再犯防止推進法について犯罪を犯した人に着目した形での基本法というのは初めてであること、社会復帰を図り再犯を防止するということが国民の利益にもなり、それを国が推進しなければならぬということが法律によって確認されたことは、非常に画期的と評価している⁽²⁾。

このように、従来の刑事司法関係機関のみの取組には限界があり、刑事司法手続きを離れた者に対する「息の長い支援」が必要であること、そのため地方公共団体や民間協力者による支援が必要である、とした今回の再犯防止推進法および再犯防止推進計画による様々な取組は、刑事政策において新たな一歩を踏み出したといえる。

しかし、翻って考えてみるに、はたして、再犯防止は「犯罪をした者等」の問題なのであるうか？「犯罪をした者等」は、犯罪を行いその刑期等が終了した者が、地域社会、すなわちコミュニティに戻り、コミュニティで新たな出発を図ろうとしたにもかかわらず、再び犯罪を行ってしまった者である。彼らが再び犯罪を行ってしまったのは、視点を変えれば、「犯罪をした者等」を受け入れるコミュニティの側にも犯罪を産出する原因があると考えられることができるのではないか。かつてシカゴ学派がコミュニティに着目したように、コミュニティもまた犯罪の原因の主体となり得る。そこで、犯罪をした者等を受け入れるコミュニティはどのようなものであるべきか、すなわちコミュニティのヴィジョン⁽³⁾に着目することも必要であるように思われる。そこで以下では、コミュニティのヴィジョンという視点から、再犯防止について検討を行ってみることにしたい。

二 再犯防止に向けた国の取組の流れ

まずは、再犯防止に向け行われた国の取組について、見ていくことにする。

刑法犯の認知件数は、一九九六年以降毎年戦後最高を更新し続け、二〇〇二年には、刑法犯認知件数が約二八五万件と戦後最高を記録し、刑法犯検挙率も過去最低の水準を示すに至った。

二〇〇四年の数字の示す通り、国民の犯罪に対する不安感も高まっていったこともあり（表1参照）、政府は、「治安は危険水準にある」との認識のもと、治安回復を図るべく、二〇〇三年九月、「世界一安全な国、日本」を目指し犯罪対策閣僚会議を発足させた。さらに、同年一二月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画二〇〇三」（以下「行動計画二〇〇三」という。）を策定した。犯罪対策全般を幅広く取り扱う総合的かつ省庁横断的な枠組みが設けられたのは、今回が初めてのことである。これにより、警察だけではなく、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識され、政府一体となって治安回復に取り組む体制が整ったことになる。

その後、犯罪防止に向けた取組が官民一体となって進められ、刑法犯の認知件数も二〇〇三年からは毎年減少するなど、我が国の犯罪情勢には改善の兆しが見られたものの、「全犯罪者の約三〇%にとどまる再犯者によって過半数（約六〇%）の犯罪が行われている」ことが、『平成一九年版犯罪白書』によって明らかにされ、「有効な再犯防止対策を樹立することができれば、犯罪情勢は、大幅に改善され」、「ここに刑事政策における再犯防止対策の重要性がある」と指摘されたことから、再犯防止対策の重要性が再認識されることになる。⁽⁴⁾

表1 「治安に関する世論調査の概要」(内閣府)平成29年度

〔参考〕 日本は安全・安心な国か

	該 当 者 数	そ う (小 計)			そ う 思 わ な い (小 計)			ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
		人	%	%	%	%	%		
平成16年7月調査	2,097	42.4	11.6	30.9	54.7	36.5	18.2	2.2	0.7
平成18年12月調査	1,795	46.1	12.3	33.9	52.5	35.7	16.9	0.9	0.4
平成24年7月調査	1,956	59.7	14.7	45.0	39.4	25.4	14.0	※	0.9
平成29年9月調査 (うち20歳以上)	1,745	80.3	28.8	51.5	18.9	13.2	5.6	※	0.9
平成29年9月調査	1,765	80.2	28.9	51.3	18.9	13.3	5.7	※	0.8

(注) 平成18年12月調査までは、「あまりそう思わない」となっている。

※: 調査をしていない項目

資料出所: <https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h29/h29-chiang.pdf>

再犯防止とコミュニケーションの「ヴィジョン」(宮園)

この指摘を受け、犯罪対策閣僚会議は、二〇〇八年
一二月、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する不
安感を解消するため、「犯罪に強い社会の実現のため
の行動計画二〇〇八」(以下「行動計画二〇〇八」という)
を策定し、重点課題の一つとして「犯罪者を生まない
社会の構築」を掲げた。ここに刑務所出所者等の再犯
防止施策の推進が前面に打ち出されることになる。

二〇一〇年一二月には、犯罪対策閣僚会議のもとに、
「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置され、
二〇一二年七月には「再犯防止に向けた総合対策」(以
下「総合対策」という)が策定された。刑務所出所者等
の居住先・就労先の確保や、薬物依存、高齢、障害等
の特定の問題を克服するための支援といった喫緊の課
題に対して、省庁横断的な検討が進められ、関係省庁
が連携して再犯防止に向けた取組をすべきことが確認
された。このときに掲げられた再犯防止対策の、いわ
ばキヤッチコピーともいえるべきものが、「『居場所』と

「出番」の確保」である。さらに、我が国の刑事政策において初めて、「刑務所出所後二年以内の再入率を、一〇年間で二〇%以上減少させる」という数値目標が設定された。

さらに、二〇一四年には、犯罪対策閣僚会議で、「宣言・犯罪に戻らない・戻さない」が決定された。犯罪が繰り返されないと、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、「犯罪や非行をした人を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること (REENTRY)」が自然にできる社会環境を構築すること」が不可欠であるとされた。そこでこれを実現するために、刑務所出所者等の再犯防止の鍵となる「仕事」と「居場所」の確保に向けて、二〇二〇年（平成三二年）までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数や現在の三倍にする」、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を三割以上減少させる」という二つの数値目標を新たに設定するとともに、立ち直りを支える社会環境を構築するため、広く国民や地方公共団体等に理解と協力を求めていく方針を示した。

こうした取組を通して、二〇一六年七月の犯罪対策閣僚会議では、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くが、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる状況が明らかになったことを受け、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」立ち直りに向けた「息の長い」支援につなげるネットワーク構築」の実現のために、具体的な取組が各地で目指されることになった。

こうした一連の取組を経て、再犯防止推進法は制定されたのである。

しかし、こうした一連の対策にもかかわらず、再犯者率も再入者率も上昇を続けていることから、政府は、再犯防止は今なお喫緊の課題であると位置づけている。しかし、はたしてそうなのであろうか。むしろその事実、再犯防

止についての新たな視点の導入が必要であることを示唆しているように思われる。

三 犯罪を行った人はどのような人か？

次にどんな人が犯罪を行っているのか見ていくことにする。

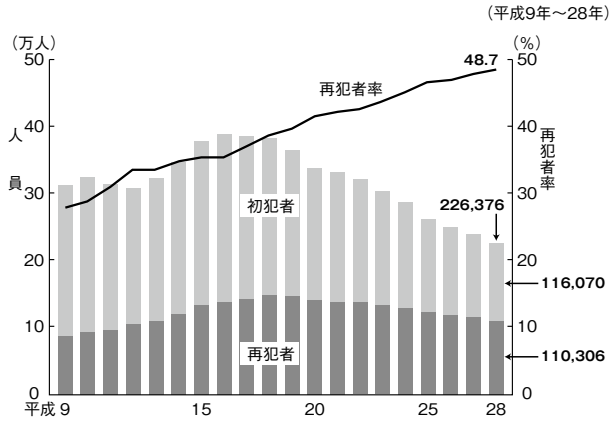
図1は刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率、図2は入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率を示したものである。二〇〇七年二七・九%であった再犯者率は、二〇一六年は四八・七%を示し、二〇〇九年五六・四%であった再入者率⁽⁶⁾は二〇一三年四八・一%まで下がったが、以降再び上昇し、二〇一六年には五九・五%を示している。確かに、再犯者率、再入者率は上昇している。しかし、検挙人員も刑務所入所受刑者数も、そして再犯者数も刑務所への再入者数も減少しているのである。再犯者率が上昇し続けているのは、初犯者の減少数ほどには、再犯者数が減少していないということによると考えられる。再入者率についても同様である。

それゆえ、問題とすべきは、再犯者の数ではなく、どのような人がどのような犯罪を繰り返しているのか、ということになるだろう。

そこで、以下では、このような観点から二〇一六年に新たに刑事施設に入所した二〇四六七人について見ていくことにする。

図3は罪名別構成比を示している。男女とも窃盗、覚せい剤取締法違反が過半数を示し、特に女性の場合はこの二つで八割以上となっている。

図1 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

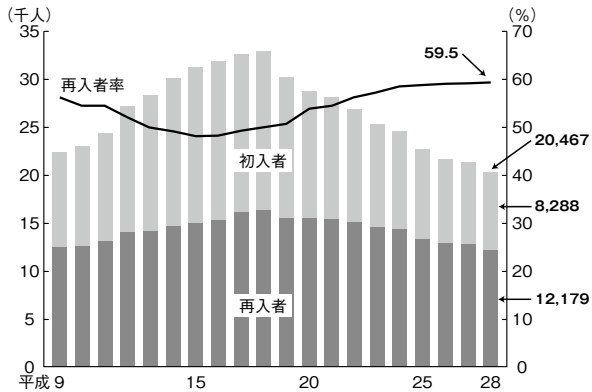


- 注 1. 警察庁の統計による。
 2. 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3. 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出所：法務省法務総合研究所編「平成29年版犯罪白書」

図2 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移

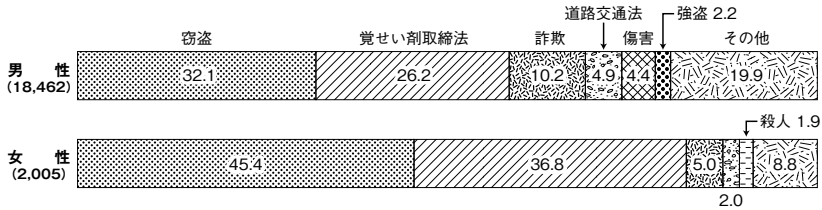
① 総数



注 矯正統計年報による。

出所：法務省法務総合研究所編「平成29年版犯罪白書」

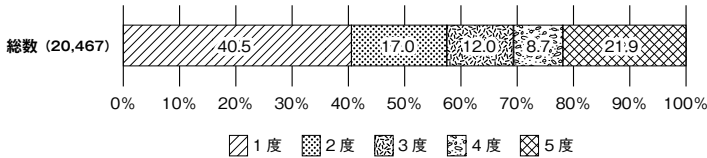
図3 入所受刑者の罪名別構成比



注 1. 矯正統計年報による。
2. () 内は、実人員である。

出所：法務省法務総合研究所編『平成29年版犯罪白書』

図4 入所受刑者の入所度数別構成比



注 1. 矯正統計年報による。
2. () 内は、実数である。
3. 『平成29年版犯罪白書』の数字をもとに作成。

図4は入所受刑者の入所度数を示している。入所度数が二度以上の者（再入者）が六割近くを占めており、さらに五度以上の者も二割を超えている。

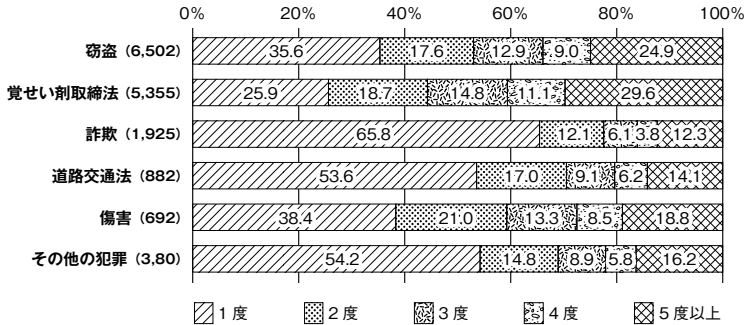
さらに、罪名別に入所度数を見たのが、図5である。覚せい剤取締法違反、窃盗犯の場合、二度以上の入所経験があるものが七割近くを占めていることがわかる。

加えて、図6によれば、入所受刑者の約六割が二年以下の刑期となっている。

図7は入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見たものである。男女共に四〇歳代の構成比が最も高いが、女性は、男性と比べ、高齢者の構成比が高くなっている。

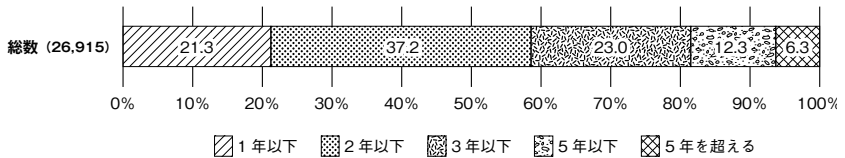
図8は家族関係について示している。配偶者がいる割合は男女とも少なく、特に男性の有配偶者率は低い。離別の割合も高い。

図5 罪名別入所度数



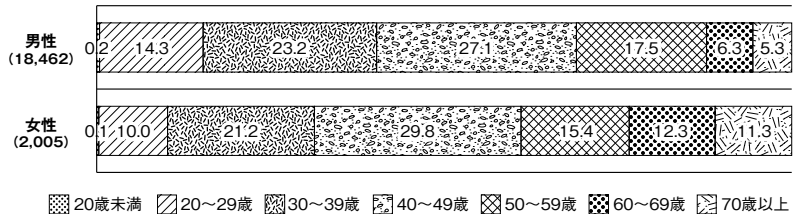
- 注 1. 矯正統計年報による。
 2. () 内は、実数である。
 3. 『平成 29 年版犯罪白書』の数字をもとに作成。

図6 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比



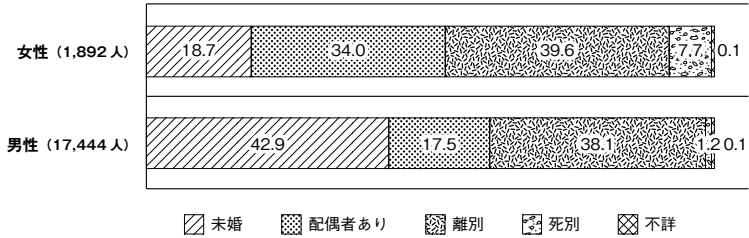
- 注 1. 矯正統計年報による。
 2. 不定期刑は、刑期の長期による。
 3. 「5年を超える」は、無期を含む。
 4. () 内は、実数である。
 5. 『平成 29 年版犯罪白書』の数字をもとに作成。

図7 入所受刑者の年齢別構成比



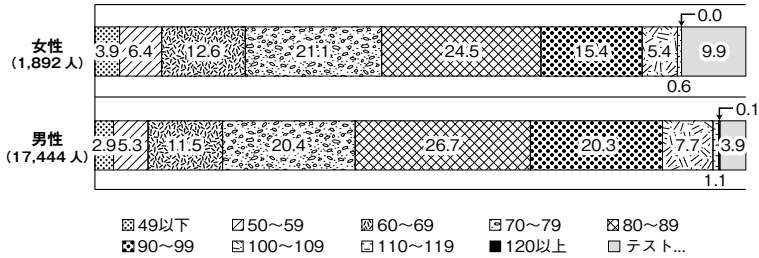
- 注 1. 矯正統計年報による。
 2. 入所時の年齢による。ただし、平成 15 年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に 20 歳以上であっても、判決時に 19 歳であった者を、20 歳未満に計上している。
 3. () 内は、実数である。
 4. 『平成 29 年版犯罪白書』の数字をもとに作成。

図 8 受刑者の配偶者関係



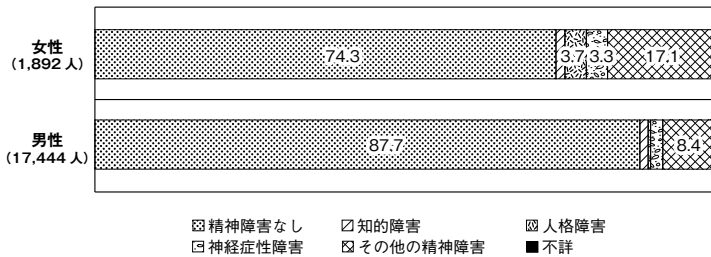
注 1. () 内は、実数である。
 2. 矯正統計年報の数字をもとに作成。

図 9 知能 (IQ) 段階別



注 1. () 内は、実数である。
 2. 矯正統計年報の数字をもとに作成。

図 10 精神診断別の割合



注 1. () 内は、実数である。
 2. 矯正統計年報の数字をもとに作成。

図9は知能(IQ)段階別の割合を示している。六〇台以下の軽度の知的障害の人は、女性が二二・九%、男性が一九・七%いる。限界領域の人が、女性で四五・六%、男性で四七・一%であるから、約七割の人が何らかの知的問題を抱えていることになる。⁽⁷⁾

さらに、図10は精神診断別の割合を示している。女性の四分の一は何らかの精神的トラブルを抱えており、男性に比べ女性の方がその割合が高い。

次に、初入者と再入者について比較をし、両者の問題について考えてみる。

図11は初入所者と再入者の就労状況を示している。男女共に初入者に比べ再入者の方が無職者の割合は高く、女性の再入者の無職率は八五%となっている。

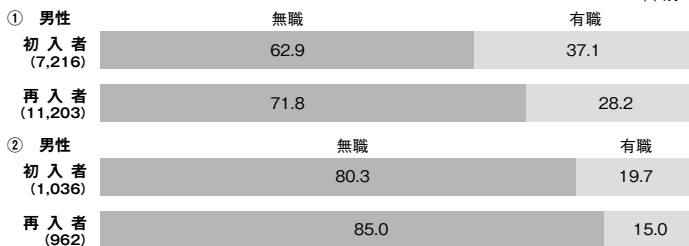
図12は居住状況について示している。女性の場合、初入者と再入者の割合はあまり差はない。男女共に初入者に比べ、再入者の方が住居不定の割合は高い。

これらのデータから、新受刑者について以下のようなことが指摘できる。すなわち、窃盗や覚せい剤取締法違反によって入所している者が大半であり(特に女性の場合、約八割を占める)、しかも、入所回数が二度以上の再入者が六割を占め、特に窃盗、覚せい剤取締法違反を理由に入所している者に至っては、七割近くとなっている。入所受刑者の刑期は二年以下の者が六割を占めることから、受刑者は、刑期の短い比較的軽微な犯罪を繰り返し、塀の中である刑務所と塀の外の地域社会を行ったり来たりしているといえよう。

しかも、着目すべきは受刑者の多くは、知的に問題があったり、精神的な問題を抱えている点である。特に女性の場合、その傾向は強い。こうした問題を抱えているがために、コミュニケーションをうまくとることができず、それ

図 11 就労状況

(平成28年)

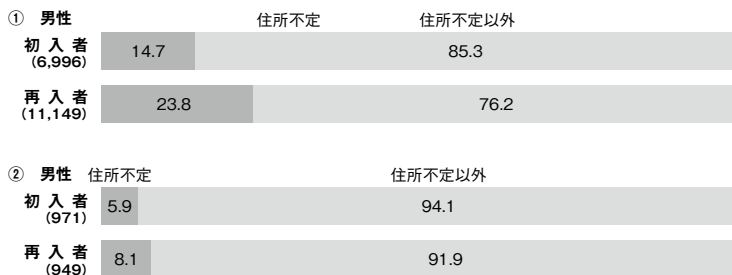


- 注 1. 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2. 犯行時の就労状況による。
 3. 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4. 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5. () 内は、実人員である。

出所：法務省法務総合研究所編『平成 29 年版犯罪白書』

図 12 居住状況

(平成28年)

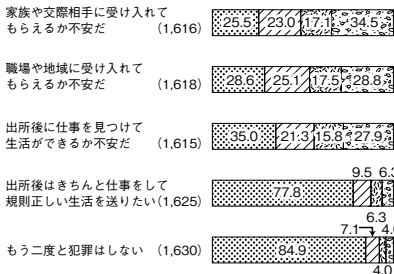


- 注 1. 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2. 犯行時の居住状況による。
 3. 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4. () 内は、実人員である。

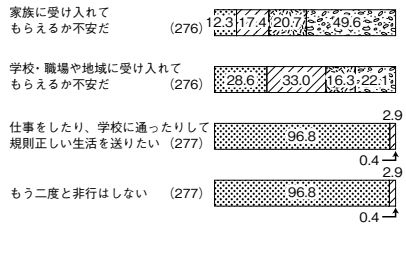
出所：法務省法務総合研究所編『平成 29 年版犯罪白書』

図 13 刑事施設出所・少年院出院を控えた気持ち

① 受刑者



② 在院者



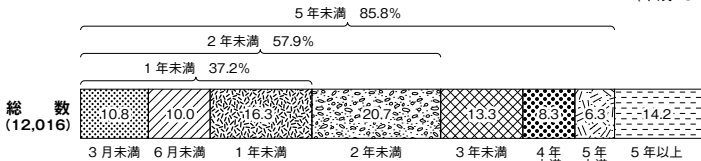
当てはまる
 やや当てはまる
 あまり当てはまらない
 当てはまらない

- 注 1. 法務総合研究所の調査による。
 2. 重複回答及び無回答の者を除く。
 3. ②の「仕事をしたり、学校に通ったりして規則正しい生活を送りたい」及び「もう二度と非行はしない」について、「当てはまらない」と回答した在院者は0人であった。
 4. () 内は、回答数である。

出所：法務省法務総合研究所編「平成 24 年版犯罪白書」

図 14 再入者の再犯期間別構成比

(平成28年)



- 注 1. 矯正統計年報による。
 2. 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3. 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4. () 内は、実人員である。

出所：法務省法務総合研究所編「平成 29 年版犯罪白書」

ゆえに安定した仕事に就くことができなかつたり、家族関係にも恵まれない状況となっているのではないか。すなわち、こうしたことが、いわばつまづきとなつて、犯罪を繰り返してしまつていないのか。犯罪を行った者の多くは、決して凶悪で危険な人たちというわけではない。むしろ、繰り返し犯罪を行っている人というのは、社会的に弱い立場にある人たちでもあり、コミュニティにおいて生きづらい状況に置かれていたのではないかと。まさに、以上のデータはこうしたことを示唆しているといえよう。

では次に図13、図14をみてみよう。図13は、出所・出院を控えた気持ちについて、法務総合研究所が受刑者、少年院在院者に対し行った意識調査の結果である。これによると、受刑者・在院者のほとんどが、出所・出院に当たり、二度と犯罪はせず、仕事に就いて、規則正しい生活を送らうと決意していることがわかる。

しかし、このような決意を抱いて地域社会に戻ったにもかかわらず、図14が示すように、出所者全体の約六割の者が二年未満で再び犯罪を行い、刑務所に戻つてしまつてしまつている。しかも、出所からわずか三月未満というごく短期間で再犯に至つた者も一〇・八%存在している。

はたして、これらの数字は何を意味しているのだろうか？ まさにそれは様々な困難を抱えている彼らが、コミュニティの一員として生きていくことが、いかに大変なことであるかを物語つていふように思われる。そして、同時に、その事実はまた、彼らを受け入れるコミュニティの側へも視点を向ける必要があることを示唆しているように思われるのである。

四 コミュニティのヴィジョン

——「犯罪を阻止するコミュニティ」と「犯罪を産出するコミュニティ」——

犯罪を行った者が、再び犯罪を行うことのないコミュニティ、そのようなコミュニティを構築することは可能なのだろうか？

伊藤は、「コミュニティのヴィジョン」と題する論文において、「人びとの安全への要求に応えながら、しかし同時に、他者を排除しない開かれたコミュニティを作り出すことはできるのか。できるとすれば、それは、どのようなコミュニティか」と問いかけ、「犯罪を産出するコミュニティ」と「犯罪を阻止するコミュニティ」という二つのヴィジョンを取り上げ検討を加えている。⁽⁹⁾

そこで、以下では、この伊藤の分析を手がかりに、犯罪者を排除しない、犯罪者も被害者も、そして私たちも安心して生活できるコミュニティの構築に向けて、コミュニティのヴィジョンという観点から、検討を行ってみたいと思う。

我が国の再犯防止対策は、二〇〇三年に誕生した犯罪対策閣僚会議によって出された「行動計画二〇〇三」に端を発する。「今、治安は危険水域にある」で始まるこの「行動計画二〇〇三」は、治安の悪化を指摘し、治安回復のための三つの視点として、①「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、②「犯罪の生じにくい社会環境の整備」、③「水際対策を始めとした各種犯罪対策」を重要な視点として掲げている。すなわち、ここでは、国民一人一人が地域において安全な生活の確保のための自発的な取組を推進することが求められ、都市化や核家族化により希薄化した

地域の連帯や家族の絆を取り戻し、こうした抑止力を再生することが必要であると主張される。その具体的な手段として想定されているのは、「人的」な犯罪予防である「近隣警戒」⁽¹⁰⁾や、「物的」な犯罪予防である「防犯環境設計」⁽¹¹⁾であり、さらに治安回復の成功例として「割れ窓理論」を用いたニューヨーク市が紹介されている。⁽¹²⁾

従来、我が国では犯罪対策は警察等の公的な機関が担うものであり、一般の市民の関与すべきものではないという意識が強かったとされる。しかし、先に述べたように、刑法犯認知件数が戦後最高を記録し、刑法犯検挙率も過去最低の水準を示すに至ったこと、メディアを通し安全神話の崩壊が語られ、人びとの犯罪への不安感が高まったことを背景に、市民の間に、自らを自らの手で守る「自助」的な犯罪予防活動への関心が高まっていった。二〇〇四年に奈良市で起きた事件や二〇〇五年の安城市の事件のような再犯者による子どもを被害者とする耳目の注目を浴びた事件もこうした動きを後押ししたといえる。

こうした人びとの安全への要求の高まりは、目の前に存在する犯罪被害を抑止し、犯罪に合わないように状況をコントロールする、より直接的でより実践的、先制的な対応に関心が向けられることになる。そこで重視されるのは、犯罪の発生する分布と確率であり、その予測に基づき犯罪を事前にコントロールすることである。⁽¹³⁾

犯罪予防という目的の下に、自動的に組織された「人的」な近隣警戒であれ、周りを見守る自然的な監視や交流を深めることで領域性を高めていこうとする「物的」な環境設計であれ、さらに、軽微な秩序違反行為に目を光らせることにより重大な犯罪の「予防」を達成しようとする「破れ窓 (broken windows) 理論」⁽¹⁴⁾であれ、確かにそれらはいずれも住民同士の交流を深め、コミュニティの絆が強化されていくことが企図されている。

しかし、ここでは、犯罪はコミュニティの内部から生まれるものではなく、コミュニティの外部から来る脅威とし

て存在し、犯罪者は、アウトサイダーとして外部から侵入してくるものとみなされる。つまり、「総体として守られるべきコミュニティの人びと（我々）」と、外から脅威をもたらす犯罪者（彼ら）」という対立的な配置」が生み出され、それゆえ、そのコミュニティのヴィジョンは、「犯罪を外に跳ね返す『犯罪を阻止するコミュニティ』」として捉えられることになる。⁽¹⁵⁾ 犯罪を防衛的に「排除」すべきものとみなし、予測に基づき対策を講じることによりコントロールが可能なものと見なす状況的犯罪予防の考えからは、これまでの犯罪学の主たる関心であった「人はなぜ犯罪者になるか」ということへの関心は後景に退いてしまうことになる。⁽¹⁶⁾

二〇〇八年に出された「行動計画二〇〇八」では、犯罪者を「生み出さない」社会へとその方針が大きく転換された。すなわち、「身近な犯罪に強い社会の構築」と共に、新たに「犯罪者を生まない社会の構築」が宣言され、フランチ・フォン・リストの「社会政策こそが最善の刑事政策である」という言葉を例に引き、治安関係機関による取締りや自助的な予防活動だけでなく、犯罪が発生する原因及び社会的背景に対する確な分析と対処の重要性が強調され、犯罪を起させないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じるとしている。具体的には、刑務所出所者等の再犯防止が取り上げられ、高齢・障がいのある刑務所出所者に対して、福祉と連携して対応するという施策が初めて取られることになる。

こうした変化が生じたきっかけは、一つには、すでに述べたように、『平成一九年度版犯罪白書』で、「全犯罪者の約三〇%にとどまる再犯者によって過半数（約六〇%）の犯罪が行われている」という数字が明らかになったことにより、再犯防止対策の重要性が再認識されることになったことが挙げられよう。⁽¹⁷⁾ 二つ目に、元国会議員が、自らの刑務所入所体験を基に、刑務所内に多くの高齢者や障害者が収容されていることを公にし、福祉的・医療的支援が必要

な受刑者が支援を得られぬまま再犯に至っていることを指摘したことが挙げられる。⁽¹⁸⁾これにより、今まで閉鎖的な刑務所の中で潜在化していた高齢・障がい犯罪者の存在が「発見」されたと言ってよいだろう。⁽¹⁹⁾

この二つの出来事は、以降の再犯防止対策——いや刑事政策と言ってもよいかもしれない——において、新たな方向性を生み出したという点でとても重要な役割を果たしたといえる。すなわち、前者は、犯罪が発生する原因及び社会的背景に対する的確な分析と対処の重要性の再認識、すなわち統計データ・調査等によるエビデンスを根拠とした政策（evidence-based policy）の立案を促した。⁽²⁰⁾例えば、一章において述べたように、「帰住先のない者の半数以上が、一年未満で再犯に及んでいること」「刑務所に再び収容されることとなった再入所者の約七割が無職者」といったデータを根拠に、「居場所」と「出番」の確保のための施策が展開され、さらに、政策実現に当たって数値目標の設定等も行われることになった。

後者は、福祉関係者の関心を引き、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活定着支援に関する研究⁽²¹⁾へとつながっていった。それにより、司法と福祉の連携強化に基づく支援体制の整備の必要性が提言され、今日の「出口支援」「入り口支援⁽²²⁾」への流れを生み出したといえる。

以降の政府の再犯防止対策においても、こうした傾向は踏襲されている。二〇一二年の「総合対策」では、特に刑務所出所者等に着目し、社会における「居場所」や「出番」、すなわち帰住先・就労先を見つけることや、薬物依存、高齢、障がい等といった特定の問題を克服するための支援を行うことが急務として、数値目標を掲げ短期集中して取り組みことが提言されている。

二〇一三年において策定された『「世界一安全な日本」創造戦略』でも再犯防止は主要なテーマと位置づけられ、

福祉との連携を推進することが示され、「宣言・犯罪に戻らない・戻さない」が決定された二〇一四年の犯罪対策閣僚会議では、「犯罪や非行をした人を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（REENTRY）が自然にできる社会環境を構築すること」が不可欠であるとされた。「再犯防止につながる社会での居場所づくり」のために、帰宅先のない受刑者に対する取組や高齢・障がい等によって自立が困難な受刑者に対して関係機関がシームレスに連携した医療・福祉的支援を更に強化することが必要とし、二〇二〇年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を三割以上減少させるといった数値目標を掲げている。

では、こうした取組を推進したコミュニティのヴィジョンとはどのようなものか？

「行動計画二〇〇八」以降の取組においてターゲットとされている犯罪者は、刑務所等からコミュニティに戻って再び犯罪を行ってしまった再犯者である。すなわち、外部から侵入してくる犯罪者ではなく、私たちのコミュニティの中から生まれてくる犯罪者であり、しかもすでに見たように彼らの多くは困難を抱え、支援が必要であることが発見された犯罪者であった。

そこにおけるコミュニティのヴィジョンは、犯罪がコミュニティの内部の者によって実行されるという点で「犯罪を産出するコミュニティ」であった。それは同時に、犯罪の原因を探求し、その改善に取り組むことで「犯罪を産出しないコミュニティ」が期待されることを志向する。したがって、「犯罪を産出するコミュニティ」のヴィジョンは、社会的犯罪予防という観点から、犯罪の根本原因の解消を目指し、家庭、教育、雇用、住宅、福祉などの改善を通して間接的に犯罪の発生を抑え、問題の改善を図ることを目指す。そしてその改善のためには、警察など刑事司法機関だけではなく、それぞれの問題に関わる、多くの機関が連携する、例えば省庁間を超えた取組や司法と福祉の連携の

ような、これまでにない新しい「多機関連携 (multi-agency)」アプローチを要求しその実現を可能にしたのである。それにより最終的に、「犯罪を産出するコミュニティ」のヴィジョンが目指したのは、再犯者のコミュニティへの「包摂」⁽²³⁾であった。

以上、「行動計画二〇〇三」から始まった一連の再犯防止対策の検討を通して、コミュニティのヴィジョンが、「犯罪を阻止するコミュニティ」から「犯罪を産出するコミュニティ」(更には「犯罪を産出しないコミュニティ」を志向する)へ変化し、犯罪者の排除 (exclusion) から犯罪者の包摂 (inclusion) へと大きく方針が転換されたことをみてきた。⁽²⁴⁾しかし、はたして、再犯者の包摂はうまくいっているのであろうか？

五 今後の課題——コミュニティの第三のビジョンを目指して

社会復帰とは、犯罪者が改善更生し犯罪を行わずにありつづけること、である。刑務所から出所しコミュニティに戻ったら社会復帰、というわけではない。山本が出所後地域コミュニティに戻った後のコミュニティの反応について語っているが、コミュニティに受け入れてもらうことは決して簡単なことではない。⁽²⁵⁾同様に、三章の図13、14の数字もまた社会復帰の困難さを示している。

二〇一四年、「宣言…犯罪に戻らない・戻さない」と宣言した犯罪対策閣僚会議では、「犯罪や非行をした人を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること (RE-ENTRY)」が自然にできる社会環境を構築すること」が不可欠としている。「コミュニティの一員として受け入れる」、それは犯罪者だけでなく

コミュニティ側へも変化が求められると言っている。

そこで改めて、問われるのは「社会的排除」「社会的包摂」とは何かということである。

例えば貧困とか失業といった社会問題について、これまでの社会政策では、生活に必要な物資の不足といった「資源」の欠如に着目してきた。しかし、「社会的排除」においては、住宅、雇用、教育等へのアクセスの喪失という「関係」の欠如に関心を移行させる。それゆえその解決策としての「社会的包摂」では、「資源」を投入することよりも、喪失された「関係」を修復することが目指される⁽²⁶⁾。

すでに見てきたように再犯者の多くは、住宅、雇用、教育、医療、社会参加へのアクセスを喪失した、社会的排除の状態にある者が多い。彼らが、「犯罪を行わずにあり、つづける」ためには、例えば単に、「居場所」と「出番」として、帰住先や就職先を提供するだけでは不十分である。必要なのは犯罪を行わない状態の継続を可能とする支援、すなわち、その職場で必要とされること、仕事に生きがいもてること、住んでいる地域コミュニティの一員となること等、コミュニティとの関係性の構築を目指すことである。その関係性の構築においては、再犯者側のみが取組を求められるのではなく、コミュニティの側もそのアクセスを受け入れるという取組が求められる⁽²⁷⁾。

加えて、なぜ犯罪を行ったかではなく、なぜ犯罪を行わずにありつづけることができたのかに注目していくことも必要でないかと思われる⁽²⁸⁾。

それは、まさに一人一人に向き合いながら、複雑にこんがらがってしまった糸を丁寧に丁寧に時間をかけてほぐしていく作業である。それがたとえ喫緊の、早急に解決しなければならない問題であっても、それは数値目標の設定によって実現されるべきものでも、実現すべきものでもない。それではまさに資源の「投入」で終わってしまうおそれ

がある。

「刑務所に戻りたい」こう言って、出所して八日後に、JR下関放火事件を引き起こした男性は、今は出所し施設で暮らしている。いろいろな人に支えられ、施設内で日々の役割も与えられた彼は、「もう二度と刑務所には戻りたくない」という⁽²⁹⁾。

コミュニティで生きる犯罪者が、コミュニティの一員となる、喪失した市民としてのアイデンティティーであるシチズンシップを回復し、コミュニティの一員となって、犯罪を行わずにありつづけることを可能にする、第三の「コミュニティのヴィジョン」を模索していきたい。

- (1) 『共生社会を創る愛の基金』第七回シンポジウム(二〇一八・八・四・於日本橋教育会館一ツ橋ホール)、日本司法福祉学会第一九回全国大会(東海大会)(二〇一八・八・一八・於日本福祉大学東海キャンパス)における報告。また同じく法務省の吉田も「再犯防止計画が国と地方公共団体と民間とが一体となって取り組むべき課題であることが明確化されたことは画期的」と評している(吉田研一郎「再犯防止と更生のための取組」浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店(二〇一七年)一八三頁)。
- (2) 再犯防止推進計画等検討会第一回における発言(再犯防止推進計画等検討会(第一回)議事録五頁。<http://www.moj.go.jp/content/001238078.pdf>)。
- (3) 伊藤康一郎「コミュニティのビジョン」比較法雑誌第四五巻第三号(二〇一一年)二二三―二四〇頁。
- (4) 『平成一九年版犯罪白書』http://haksyvol.moj.go.jp/54/nfm/n_54_2_7_6_0_1.html
- (5) 検挙人員に占める再犯者(前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙された者)の人員の比率。
『平成二九年版犯罪白書』5-2-3-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移を参照。
- (6) 入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率。『平成二九年版犯罪白書』5-2-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・

再入者率の推移を参照。

- (7) 田島良昭(研究代表)「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(平成一八〜二〇年度)」(二〇〇九年)二二—二五頁。
- (8) 二〇〇六年一月に発生したJ R下関放火事件はその代表的な例といえよう。刑務所出所後わずか八日目に、「刑務所に戻りたい」という理由で放火事件を引き起こした。同事件の経緯については、奥田知志「第三の困窮と犯罪——ホームレス支援の立場から下関放火事件を考える——」犯罪社会学研究三五号(二〇一〇年)三六一—五二頁参照。
- (9) 伊藤・前掲注(3)。
- (10) 伊藤康一郎「近隣警戒プログラム」藤本哲也編『現代アメリカ犯罪学事典』勁草書房(一九九一年)三五〇—三五四頁。
- (11) 伊藤康一郎「安全の市場化——リスク社会における犯罪予防——」犯罪と非行二六号(二〇〇三年)一〇八頁以下。
- (12) 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画——世界一安全な国、日本」の復活を目指して——(二〇〇三年一月)一—三頁。
- (13) 犯罪をリスクの問題と構成しそのリスクを保険数理的に管理する犯罪のコントロールについて、伊藤康一郎「リスク社会——保険総理化する犯罪統制——」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集員会編『宮澤先生古稀祝賀論文集第一巻——犯罪被害者論の新動向——』成文堂(二〇〇〇年)一三五—一五〇頁。
- (14) セキュリティをキーワードとするコミュニティと排除というテーマは、コミュニティ研究者にとっても関心が示されている。例えば、五十嵐は「異質性の排除として批判される『安全・安心なまちづくり』という論理こそが、一定の危険性はあるながらも、異質性と流動性が高い多文化都市において、多様な人びとの間にコミュニケーションのチャンネルを開く最大公約数的な契機になりうる」と指摘している(五十嵐泰正「多文化都市におけるセキュリティとコミュニティ形成」社会学評論六二巻四号(二〇一二年)五三一頁)。その他松宮朝「コミュニティと排除(上)(下)」人間発達学研究第三号(二〇一二年)一三一—五二頁、同第五号(二〇一四年)三一—四〇頁。
- (15) 伊藤・前掲注(3)二二六頁。
- (16) 同前二二二頁。
- (17) 『平成一九年犯罪白書』「第七編再犯者の実態と対策」については、法務総合研究所『研究部報告四二再犯防止に関する総

合的な研究』(二〇〇九年)を参照のこと。

(18) 山本讓司『獄窓記』ポプラ社(二〇〇三年)。

(19) 吉田・前掲注(1)一八六頁。

(20) 川出敏裕・金光旭『刑事政策』成文堂(二〇二二)五頁。エビデンスに基づく政策については、浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(3) 犯罪学におけるエビデンス(科学的根拠)」季刊刑事弁護六一号(二〇一〇年)一五五—一六〇頁参照のこと。

(21) 田島・前掲注(7)。

(22) 法務総合研究所『研究部報告五六高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』(二〇一七年)九七頁—一三七頁。

(23) 伊藤・前掲注(3)二三九頁。

(24) 吉田・前掲注(1)一八八頁。

(25) 山本讓司「第一章 刑事司法と社会福祉——出所者支援活動の実践から——」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社(二〇〇九年)三一—三三頁。

(26) 同前。伊藤康一郎「入門講座 犯罪者処遇」罪と罰五三卷一号(二〇九号)(二〇一五年)一〇五頁。

(27) 中村は「社会的排除」について、一九九二年の欧州委員会の文書を引用して、シテイズンシップ(市民であるというアイデンティティと、それを支える権利、義務、実践)にともなうもろもろの権利を享受することができず、そのせいで市民としての義務を果たせないことが「社会的排除」であると説明している。(中村健吾「特集2」ユーロ危機を経たEUにおける福祉レジーム改革の行方」財政と公共政策」60卷(二〇一六年)五三頁)。それゆえ、社会的包摂は、「社会的排除」の反対語であるとするれば、「社会的包摂」とは、シテイズンシップを回復することであると言えるだろう。

(28) それは今欧米において注目され、我が国でも紹介されるようになったデジスタンス理論は参考になるだろう。シャッド・マルナ著津富宏・河野莊子監訳「犯罪からの離脱と「人生のやり直し」——元犯罪者のナラディヴから学ぶ」明石書店(二〇一三年)、山梨光貴「犯罪からの離脱のメカニズム——更生保護の理論的基盤を求めて——」大学院年報法学研究科編第四七号中央大学(二〇一八年)。

(29) NHKおはよう日本 <https://www.youtube.com/watch?v=xycS28Nky14>

(東洋学園大学人間科学部教授)